

協議第 4 号

消防救急無線のデジタル化について

次の調整結果について協議を求める。

平成 23 年 9 月 22 日提出

神奈川県西部消防広域化協議会
会 長 加 藤 憲 一

調 整 結 果	1 消防救急無線のデジタル化（活動波）については、2市6町の枠組みで共同整備を行う。
---------	--

（調整理由）

- 1 消防救急無線のデジタル化（活動波）の整備について
 - ・ 広域化により消防通信指令業務を統一して行うことから、消防救急デジタル無線（活動波）整備事業についても、2市6町の枠組みで共同整備を行う。

(協議第4号 消防救急無線のデジタル化について) 関係資料

消防救急無線デジタル化の概要

1 デジタル化の切り替え期限

電波法関係審査基準の改正(平成15年10月)により、現在各消防本部で使用しているアナログ無線は、平成28年5月31日までにデジタル無線に切り替える。

2 無線の種類

デジタル化する無線の種類は「共通波」と「活動波」に分かれる。

(1) 「共通波」

国内の緊急消防援助隊での活動時や県内の相互応援時に各消防本部間などで活用する無線通信網であり、神奈川県では、県内を1ブロックとした共同整備を行う。

(2) 「活動波」

各消防本部が通常の火災、救急救助活動等に使用する無線通信網であり、各消防本部で整備を行う。

消防救急デジタル無線整備スケジュール(予定)

年度	月	共通波	活動波
平成23年度	9	実施設計	
	10		
	11		
	12		
	1		
	2		
	3		
平成24年度		整備工事	基本設計 電波伝搬路調査
消防広域化の実現			
平成25年度			実施設計
平成26年度			整備工事
平成27年度	消防救急デジタル無線の運用開始		
平成28年度			